

施策名	目標 6-2 環境リスクの管理	担当部局名	環境保健部 化学物質安全課 化学物質審査室		
施策の概要	化学物質審査規制法(以下「化審法」という。)に基づく化学物質のリスク評価を着実に進めるとともに、化学物質排出把握管理促進法(以下「化管法」という。)に基づき、PRTRデータを円滑に集計・公表し、活用することにより、環境リスクを管理し、人の健康の保護及び生態系の保全を図る。	政策評価実施予定時期		政策評価実施時期	令和 6年 8月
達成すべき目標	①化審法に基づき、段階的なリスク評価を実施し、化学物質のリスク管理の推進を図る。 ②有害性評価が困難な物質の評価方法の検討を進める。 ③化管法のPRTR制度に基づき、事業者による自主的な化学物質管理を促進する。 ④対象物質の排出状況等に関する国民の理解を深める。	政策体系上の位置付け	6. 化学物質対策の推進		

施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの) 第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定)

測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値								測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成
	基準年度	目標年度	年度ごとの実績値											
			R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度					
1 化審法に基づくスクリーニング評価において生態毒性に関する有害性クラスを付与又は見直した物質数	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	化審法はこれまで我が国で製造、輸入が行われたことのない新規化学物質について、その製造又は輸入に際し、製造・輸入者からの届出に基づき、事前にその化学物質が次の性状を有するかどうかを審査し、判定することで適正な化学物質管理を推進している。そこで、「化審法に基づくスクリーニング評価において生態毒性に関する有害性クラスを付与又は見直した物質数」を年度ごとの測定指標に設定した。なお、製造・輸入者からの届出に基づいて実施するものであるため、目標値の設定は困難。	-
2 有害性評価困難な化学物質の試験法の開発及び国際機関に対する試験法標準化のためのデータ提供	試験法の調査・検討	H25年度	OECD会合においてTG案の提出、採択	-	標準化のためのデータ提供	SPSF案の提出	各国意見を踏まえた試験法の見直し	ヨコエビ試験法の検証試験の実施、卵内投与試験法のSOP案の作成	-	-	-	-	化審法のリスク評価を加速化するため、既存の試験法では対応できない有害性評価が困難な物質(難水溶性等)について、新たな試験法の開発が必要である。そこで、試験法開発と試験法標準化(OECD TG化)のためのデータ提供を指標に設定した。これまでOECD TG化を目指してヨコエビ試験法と卵内投与試験法を開発しており、ヨコエビ試験法については、R4年度に見直しを行ったTG案について検証試験を実施するとともに、引き続き各国の専門家と協議を行いながらブラッシュアップを行うことを目標として設定した。卵内投与試験法については、R4年度にSPSF案を提出したことを踏まえ、R5年度はSOP案を作成することを目標として設定した。	○
3 PRTR対象物質の環境への総届出排出量(トン)の把握	-	-	110,000	R12年度	-	-	-	-	-	-	-	-	化管法に基づくPRTR制度において、事業者による化学物質の自主的な管理の改善の促進の結果として、把握した対象化学物質(第一種指定化学物質)の総届出排出量を指標として設定した。当該指標は毎年度の事業者からの届出データであり、社会的情勢の影響を受けるものではあるが、過去5年間(平成29~令和3排出年度)の減少率が維持されることを目標とし、年度ごとではなく令和12年度を目標年度として目標値を設定した。(R6.5月現在の最新データはR4排出年度のもの。)	-
					176	199	213	193	-	-	-	-		
					125,139	125,452	122,313	-	-	-	-	-		

4	化学物質アドバイザーの派遣数	過去3年間の実績の中で最も多い派遣実績以上とする	-	過去3年間の実績の中で最も多い派遣実績以上とする (10以上)	20以上	20以上	16以上	10以上	-	-	-	PRTRデータ等を活用したより一層のリスクコミュニケーションの推進を図る観点から、化学物質アドバイザーの派遣数を測定指標として設定した。派遣実績を過去3年間の実績の中で最も多い派遣実績以上とすることを目標として設定した。	○
					10	10	9	11	-	-	-		

達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号	達成手段 (開始年度)	関連する指標	行政事業 レビュー 事業番号
(1)	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行経費(平成16年度)	1, 2	0170	(5)	-	-	-	(9)	-	-	-	(13)	-	-
(2)	PRTR制度運用・データ活用事業(平成11年度)	3, 4	0167	(6)	-	-	-	(10)	-	-	-	(14)	-	-
(3)	-	-	-	(7)	-	-	-	(11)	-	-	-	(15)	-	-
(4)	-	-	-	(8)	-	-	-	(12)	-	-	-	(16)	-	-

評価結果	目標達成度の測定結果	(各行政機関共通区分)	③相当程度進展あり										
	目標達成が出来なかった要因、その他施策の課題等	(判断根拠)	<p>①化審法に基づくスクリーニング評価においては、毎年、製造輸入数量が10t超となった物質を対象に、生態毒性に関する有害性クラスの付与又は見直しを行っている。令和5年度に有害性クラス付与等を行った物質数は193物質であり、これは、評価対象物質のうち有害性情報が得られない物質や評価方法が定まっていない物質を除く評価可能な物質の全てである。</p> <p>②ヨコエビ試験法のOECDテストガイドライン化に向けて、OECD WNT(テストガイドラインプログラム各国調整官作業部会)及びVMG-eco(生態毒性試験妥当性管理グループ)に参加して各国と意見交換を行いながら、国内外の試験機関と協力して検証試験(バリデーション=リングテスト)を実施し、テストガイドライン(TG)案のブラッシュアップを行っており、TG化に向けての目標を達成している。また、鳥類への生態毒性評価手法として開発している卵内投与試験法について、R5年4月のWNTでSPSFが採択されたのを踏まえSOP案を作成した。</p> <p>③PRTR制度については、事業者による化学物質の自主的な管理の改善の促進と環境汚染の未然防止に向けた集計・公表を着実に実施した。対象物質の環境への排出量・移動量は長期的には減少傾向にあるが、近年では前年度比で排出量が増加した年もあることから、引き続き取組を継続していく必要がある。</p> <p>④近年はPRTR制度が既に普及していることや、化学物質管理に関する派遣・講演テーマのニーズが化管法の範囲外も増えてきていること等により、アドバイザーの派遣数が減少傾向にあるが、アドバイザー教育による対応分野の拡大や広報活動の推進等を行ってきたことで令和5年度については目標値を達成した。今後はこのような取組を推進し、継続した目標達成を目指す。</p>										

	次期目標等への反映の方向性	【施策】	【測定指標】
	学識経験を有する者の知見の活用	<p>①厚生労働省、経済産業省及び環境省の合同審議会(食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会科学部室調査会、化学物質審議会安全対策部会、中央環境審議会環境保健部会化学物質小委員会)において、有識者の審議を踏まえて生態毒性に関する有害性クラスを付与している。</p> <p>②試験結果の比較検討は、国立環境研究所等の有識者の知見を踏まえて行っている。</p> <p>③環境省、経済産業省、厚生労働省の3省合同の審議会において化管法の対象物質の見直しについて検討を行い、令和2年8月の「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づく第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質の指定の見直しについて」(答申)に基づき、政令改正した(令和3年10月公布)。</p>	<p>SDGs目標との関係</p> <p>【主な目標】 化審法に基づく化学物質のリスク評価を着実に進めるとともに、化管法に基づき、PRTRデータを円滑に集計・公表し、活用することにより、環境リスクを管理し、人の健康の保護並びに動植物の生息及び生育への支障の未然防止に繋がるため、目標12「つくる責任、つかう責任」の達成に貢献した。 また、化学物質アドバイザーを活用したリスクコミュニケーションの推進により、目標4「質の高い教育をみんなに」の達成に貢献した。</p> <p>【副次的効果が期待される目標】 化審法に基づく化学物質のリスク評価を着実に進めるとともに、化管法に基づき、PRTRデータを円滑に集計・公表し、活用することにより、環境リスクを管理し、人の健康の保護並びに動植物の生息及び生育への支障の未然防止に繋がるため、目標3「すべての人に健康と福祉を」、及び目標6「安全な水とトイレを世界中に」の達成に貢献した。</p>
	政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>①生態影響に関する優先度判定(第239回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会資料2-1-4)、優先評価化学物質指定の取消がなされた物質のスクリーニング評価結果(第239回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会資料2-3)、生態影響に関する優先度判定(人健康影響のみが指定根拠の優先評価化学物質)(第239回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会資料2-4-4)、スクリーニング評価におけるデフォルトの有害性クラスを適用する一般化学物質の候補物質について(第239回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会参考資料2-1)</p> <p>②令和4年度OECDにおける生態影響の新規試験法に関する開発・検討及びGLP監視当局活動への支援業務報告書</p> <p>③特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づく第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質の指定の見直しについて(令和2年8月、中央環境審議会答申)、令和4年度PRTRデータの概要—化学物質の排出量・移動量の集計結果—(令和6年2月27日環境省・経済産業省報道発表資料)</p>	